

# 豊島区地域保健福祉計画 (骨子案)

平成 29 年 7 月 24 日

## 目次

第1章 計画の基本的な考え方.....	1
1. 計画の基本理念と性格.....	1
(1) 計画策定の趣旨.....	1
(2) 基本理念と基本方針.....	2
(3) 計画の性格.....	3
(4) 計画の期間と今後の動き.....	4
2. 豊島区の現況.....	5
(1) 人口の推移と見通し.....	5
(2) 外国人人口の推移.....	5
(3) 年齢区分別人口の推移と見通し.....	5
(4) 高齢者人口の推移.....	5
(5) 平均寿命.....	5
(6) 死亡原因.....	5
(7) 世帯の動向.....	5
(8) ひとり暮らし高齢者の推移.....	5
(9) 介護保険認定者数の推移.....	5
(10) 障害者数（身体・知的・精神）の推移.....	5
(11) 難病医療費助成申請状況.....	5
(12) 障害程度区分の分布状況.....	5
(13) 生活保護の被保護人員および被保護世帯数.....	5
(14) 豊島区国民健康保険一人当たり費用額.....	5
(15) 23区の一人名当たりの医療費の状況.....	5
(16) 豊島区の財政状況.....	5
3. 区民ニーズの把握.....	10
(1) 地域保健福祉計画改定のための区民意識・意向調査.....	10
(2) 介護保険アンケート調査.....	10
(3) 障害者・難病患者実態意向調査.....	10
(4) 健康に関する意識調査.....	10
4. 地域保健福祉を取り巻く動向.....	11
(1) 「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現.....	11
(2) 地域包括ケアシステムの構築と生活困窮者自立支援.....	11
(3) 障害者差別解消法の施行.....	12
(4) 子どもや子育て家庭への支援強化.....	12
(5) 保健・医療をめぐる動き.....	12
(6) 社会福祉法人による地域貢献.....	13
5. 豊島区の特徴的な取り組み.....	14
(1) コミュニティソーシャルワーカーの全圏域配置.....	14
(2) 地域区民ひろばの全小学校区設置.....	14

(3) セーフコミュニティおよびインターナショナルセーフスクールの認証取得 .....	14
(4) 女性にやさしいまちづくり .....	15
6. 目指すべき地域保健福祉の姿と計画の構成 .....	16
(1) 豊島区が目指す都市像 .....	16
(2) 豊島区 of 地域保健福祉の姿 .....	16
(3) 人々のニーズに目を向けた分野横断・連携 .....	16
(4) 地域保健福祉を支える圏域の考え方 .....	16
<b>第2章. 重点的に推進すべき施策 .....</b>	<b>17</b>
1. 施策の体系 .....	17
(参考) 現行計画の施策の体系 .....	18
<b>第3章. 計画の推進に向けて .....</b>	<b>19</b>

# 第1章 計画の基本的な考え方

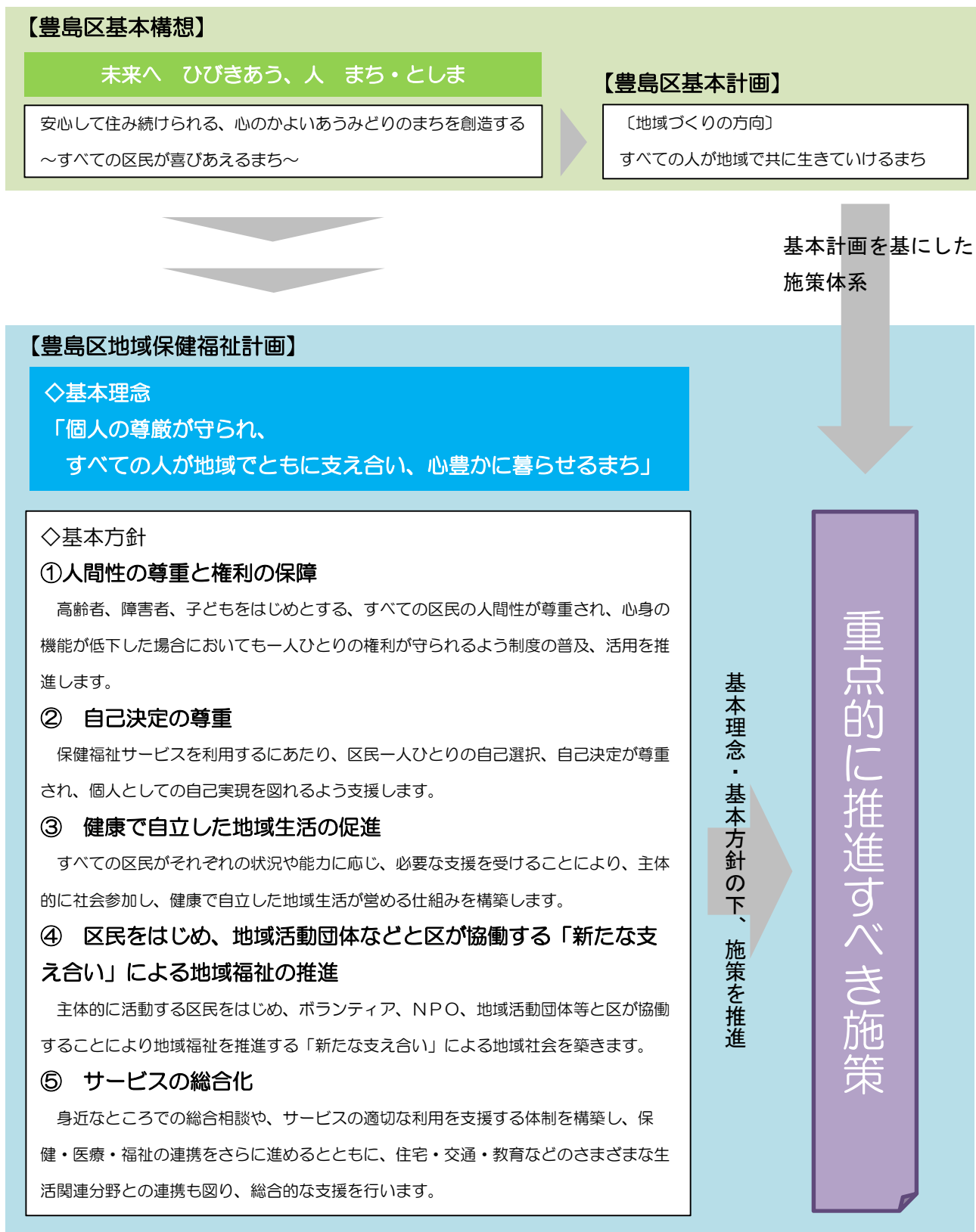
## 1. 計画の基本理念と性格

### (1) 計画策定の趣旨

- 少子高齢化や核家族化の進展に伴う地域住民のつながりの希薄化、価値観の多様化、景気低迷による経済状況の変化などにより、地域社会を取り巻く環境は大きく変化し続けています。
- このような状況の中で、引きこもり、ホームレス、児童虐待や孤立死等が様々な要因を背景として発生し、福祉サービスのニーズも多様化、複雑化するなど、これまでのように公的福祉サービスのみで対応するには限界が生じています。
- 一方、社会に貢献することに関心を持ち、地域の課題に自発的に取り組むボランティアやNPO法人等の活動も年々拡がりを見せ、福祉に限らず、様々な分野で展開されてきています。
- このような地域活動を促進し、支援を必要とする人を地域の力で支えていくため、「新たな支え合い」による地域社会を築いていくことが求められています。
- 本区では、高齢者や障害者に限らずすべての人々が安心して暮らし続けることができるよう、これを継続的に支える仕組みの構築を目指し、福祉・保健・医療分野の関連計画すべてを包含した、豊島区における保健福祉の総合計画となる「豊島区地域保健福祉計画」を策定しました。
- このたびは、この間の社会環境の変化や法制度の動向を踏まえ、地域社会における新たな課題に対応していくための計画として改定します。

## (2) 基本理念と基本方針

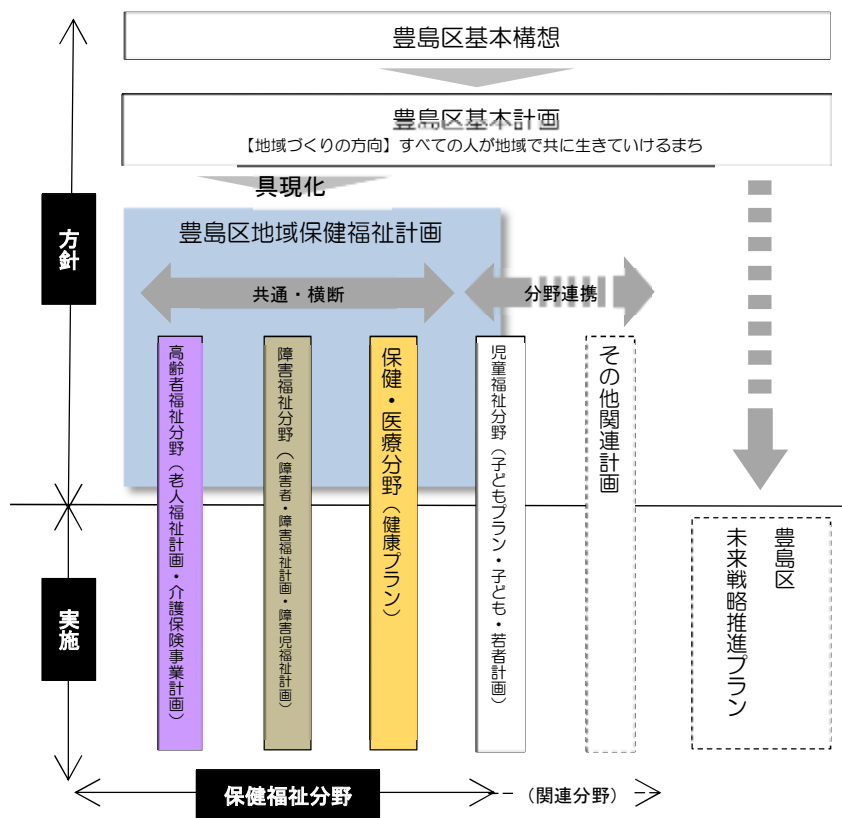
- 「豊島区地域保健福祉計画」は、区民等の参画と協働を基本とした「豊島区基本構想」に掲げる将来像『未来へ ひびきあう 人 まち・としま』の実現に向け、その具体化を図る「豊島区基本計画」と整合性を図りつつ、以下の理念・方針のもと地域保健福祉の施策を推進します。



### (3) 計画の性格

- 社会福祉法第 107 条に基づく「地域福祉計画」です。
- 「豊島区基本計画」で掲げる、保健福祉に関する地域づくりの方向である「すべての人が地域で共に生きていけるまち」を具現化する計画です。
- 豊島区の福祉・保健・医療分野の関連計画をすべて包含した総合計画として、共通・横断する施策や関連分野との連携などの基本的な方向性を示します。

#### 【計画の位置づけおよび基本計画、関連計画との関係】



#### ■ 関連計画の根拠となる法令

##### 【計画名】

豊島区地域保健福祉計画  
 豊島区老人福祉計画  
 豊島区介護保険事業計画

豊島区障害者・障害福祉計画・障害児福祉計画

豊島区健康プラン

##### 【法令上の名称】

地域福祉計画  
 老人福祉計画  
 介護保険事業計画  
 障害者計画  
 障害福祉計画  
 障害児福祉計画  
 健康増進計画

##### 【根拠規定】

社会福祉法第 107 条  
 老人福祉法第 20 条の 8  
 介護保険法第 117 条  
 障害者基本法第 11 条  
 障害者総合支援法第 88 条  
 児童福祉法第 33 条の 22  
 健康増進法第 8 条

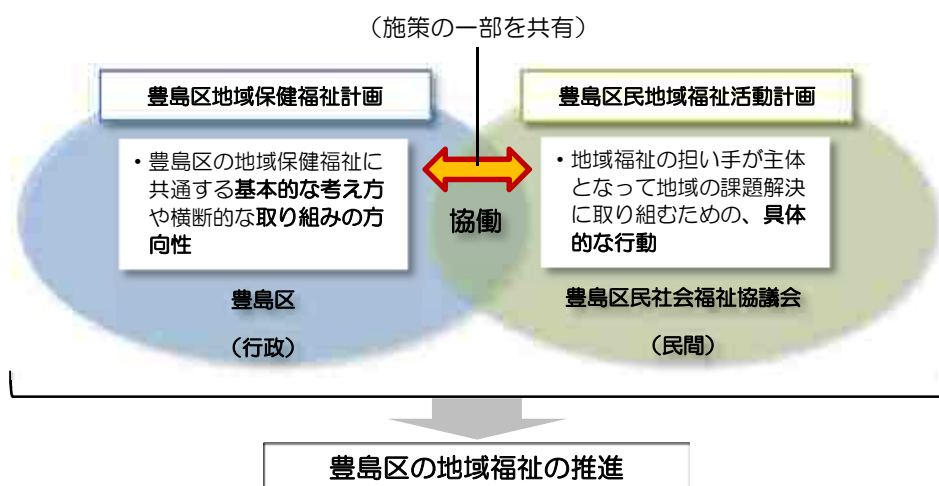
#### <社会福祉法における位置づけ>

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 前条第一項各号に掲げる事業（※包括的な支援体制の整備）を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

## 【豊島区民地域福祉活動計画（としま NICE プラン）との関係】

- 「豊島区民地域福祉活動計画」は、社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会が策定する地域福祉を推進するための活動計画です。
- この計画は、区民や福祉関係事業者、ボランティアやNPO法人等の地域福祉の担い手が主体となって地域の課題解決に取り組むための、具体的な行動を示すものです。
- 「豊島区地域保健福祉計画」と「豊島区民社会福祉活動計画」は、車の両輪のように区民等と行政の協働により地域福祉の推進を補完・補強する関係にあり、各計画で施策の一部を共有します。



### (4) 計画の期間と今後の動き

- 今回の地域保健福祉計画は、平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 か年を計画期間とします。なお、社会経済状況等に变化等があった場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)	2023 (H35)	2024 (H36)	2025 (H37)
基本計画（前期）					見直し	基本計画（後期）			
<b>地域保健福祉計画</b>									
介護保険事業計画・老人福祉計画					介護保険事業計画・老人福祉計画				
障害者計画・障害（児）福祉計画					障害者計画・障害（児）福祉計画				
健康プラン									

## 2. 豊島区の現況

※データ・グラフの項目一覧
---------------

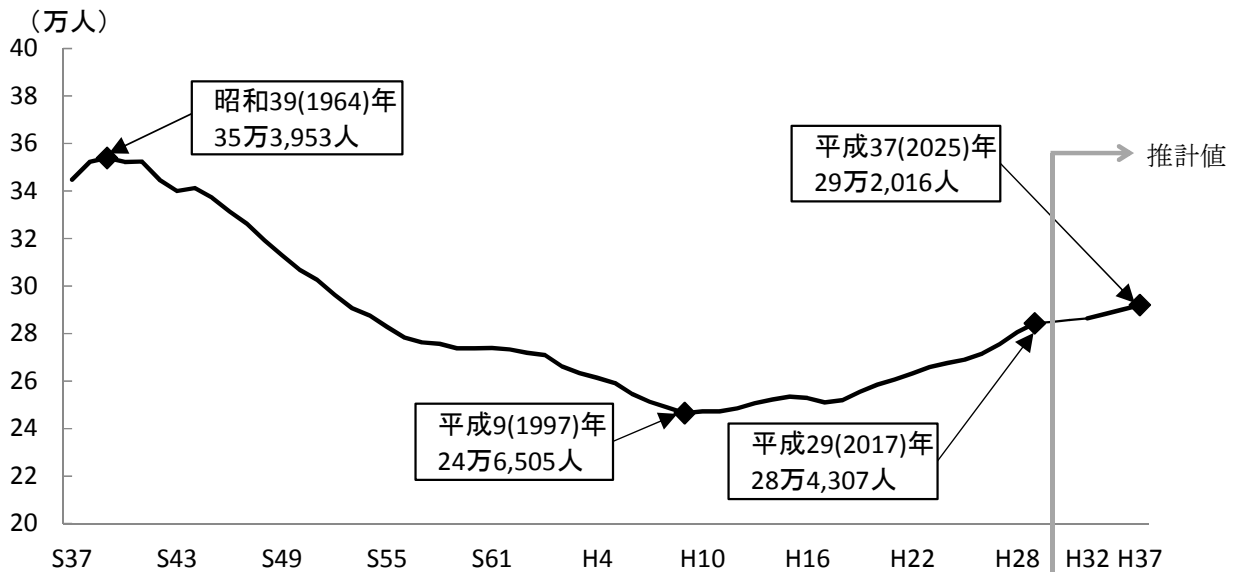
- (1) 人口の推移と見通し
- (2) 外国人人口の推移
- (3) 年齢区分別人口の推移と見通し
- (4) 高齢者人口の推移
- (5) 平均寿命
- (6) 死亡原因
- (7) 世帯の動向
- (8) ひとり暮らし高齢者の推移
- (9) 介護保険認定者数の推移
- (10) 障害者数（身体・知的・精神）の推移
- (11) 難病医療費助成申請状況
- (12) 障害程度区分の分布状況
- (13) 生活保護の被保護人員および被保護世帯数
- (14) 豊島区国民健康保険一人当たり費用額
- (15) 23区の一人大当たりの医療費の状況
- (16) 豊島区の財政状況



※「2. 豊島区の現況」データ・グラフの掲載イメージ（抜粋）

(1)人口の推移と見通し

- 豊島区の人口は、平成9年(1997)年の約24万6千人を底に増加傾向に転じ、平成29(2017)年1月現在で約28万4千人となっています。この20年間で4万人弱が増加したことになります。このうち外国人人口は約2万7千人で、総人口に占める比率は9.5%となっています。なお、人口密度は1ヘクタールあたり218.5人となり、全国一の高さを維持しています。
- 今後も人口増加が見込まれ、平成37(2025)年には約29万2千人と予測されています。

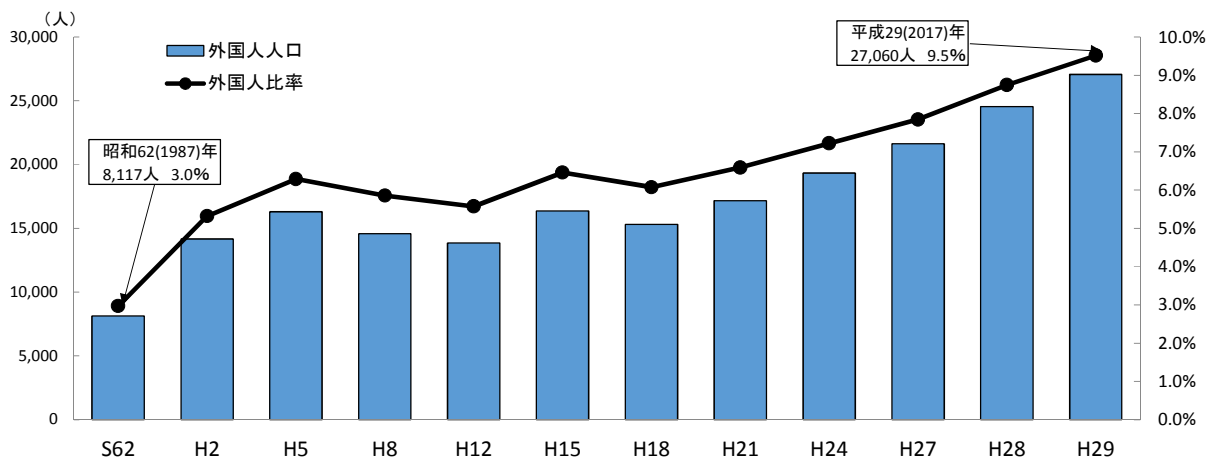


資料：住民基本台帳人口（各年1月1日）

注）住民基本台帳法の改正（H24.7）により、平成25年から住民基本台帳人口に外国人住民数が含まれている。平成24年までは住民基本台帳＋外国人登録の総数。

推計値は「豊島区人口ビジョン」（H28.3）の目指すべき将来人口パターンBによる。

(2)外国人人口の推移

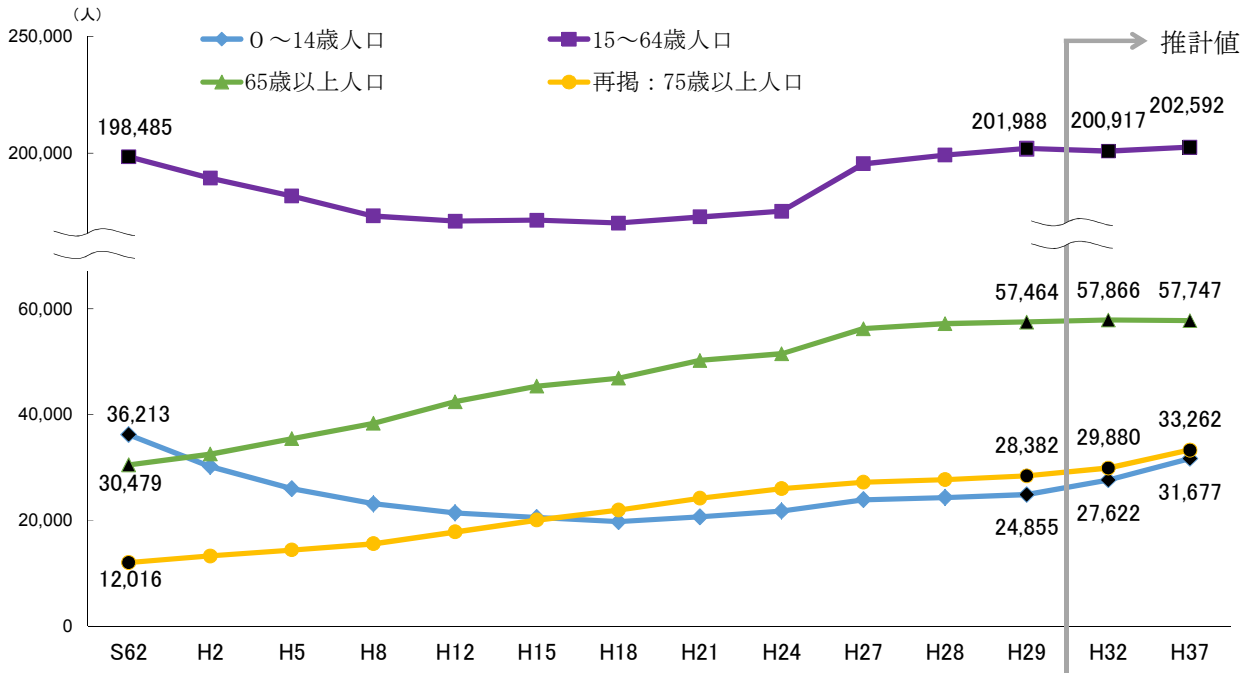


資料：外国人登録、住民基本台帳人口（各年1月1日）

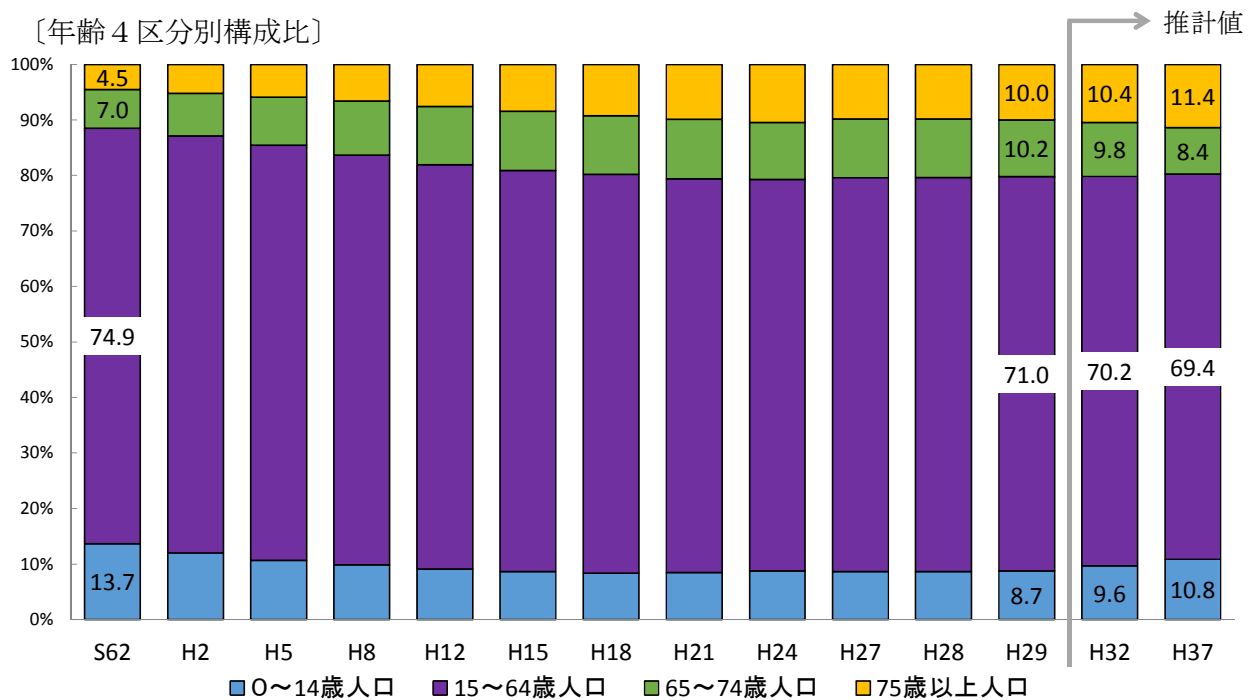
(3)年齢区分別人口の推移と見通し

- 年齢区分別人口の推移を見ると、0～14歳、15～64歳、65歳以上、75歳以上において、平成19（2007）年から平成29（2017）年まで一貫して増加しています。
- 平成37（2025）年までの見通しでは、15～64歳、65歳以上はほぼ横ばいとなっていますが、75歳以上では増加が見込まれます。

〔年齢3区分別人口の推移と見通し〕



〔年齢4区分別構成比〕



資料：住民基本台帳人口（各年1月1日）

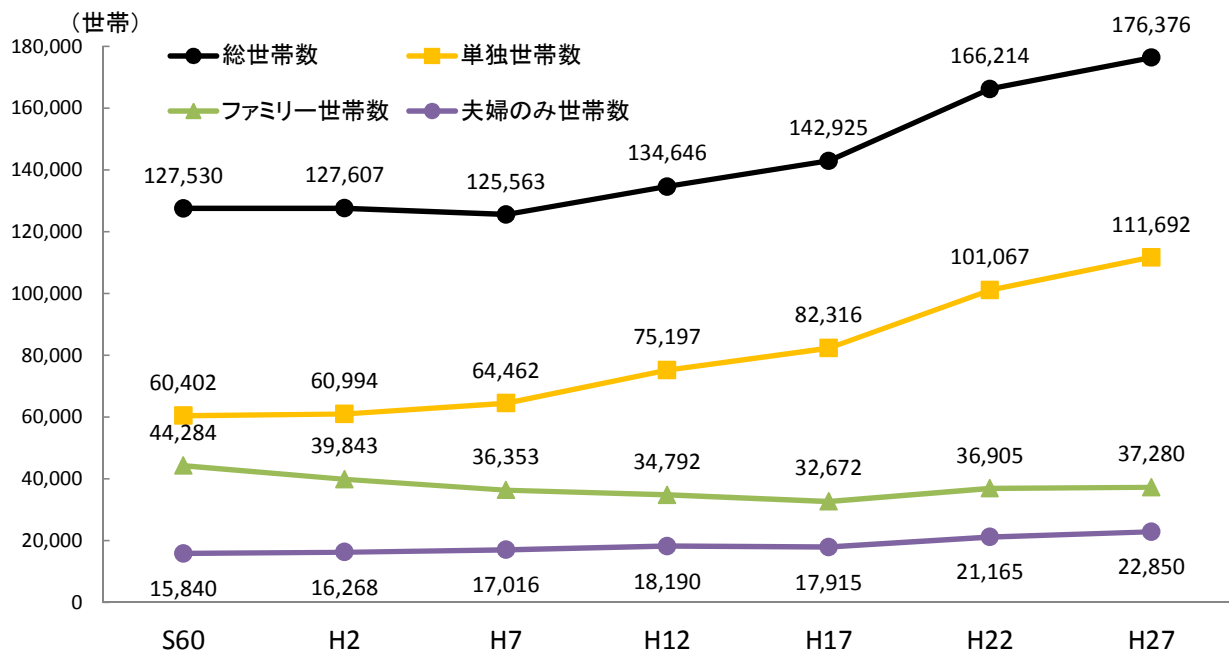
注）住民基本台帳法の改正（H24.7）により、平成25年から住民基本台帳人口に外国人住民数が含まれている。

推計値は「豊島区人口ビジョン」（H28.3）の目指すべき将来人口パターンBによる。

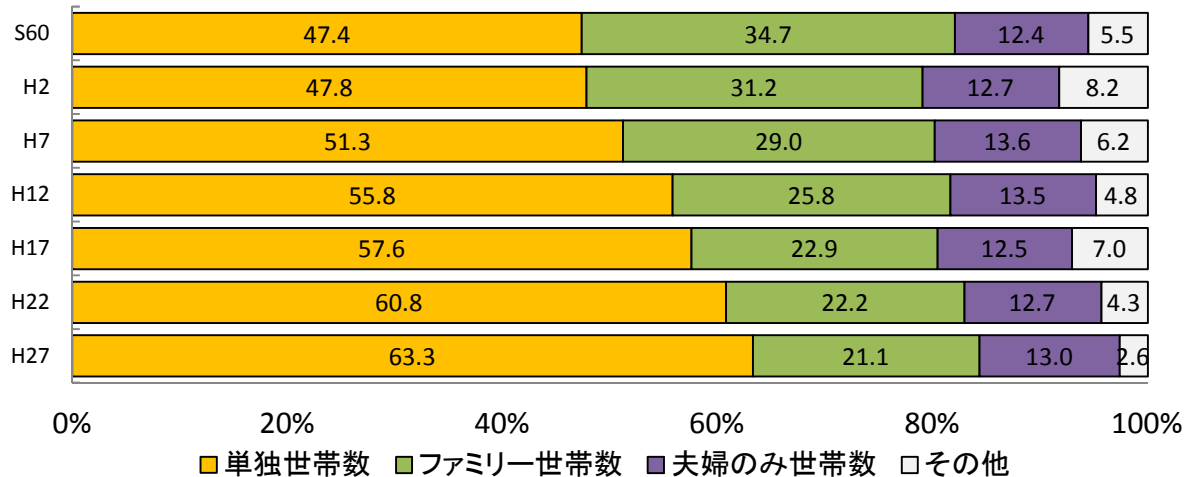
(7)世帯の動向

- 豊島区の総世帯数は平成 27（2015）年時点で約 17 万 6 千人です。単独世帯の増加が全体数を押し上げる形でこの 10 年間で約 3 万 3 千世帯増加しています。単独世帯の全世帯に占める割合は 6 割を超えています。
- また、豊島区は一人暮らし高齢者の割合が 33.8%と東京都内でも高く、これは全国平均 17.7%のほぼ倍にあたります。

〔世帯類型別世帯数の推移〕



〔世帯類型別構成比〕



〔一人暮らし高齢者割合（平成 27 年）〕

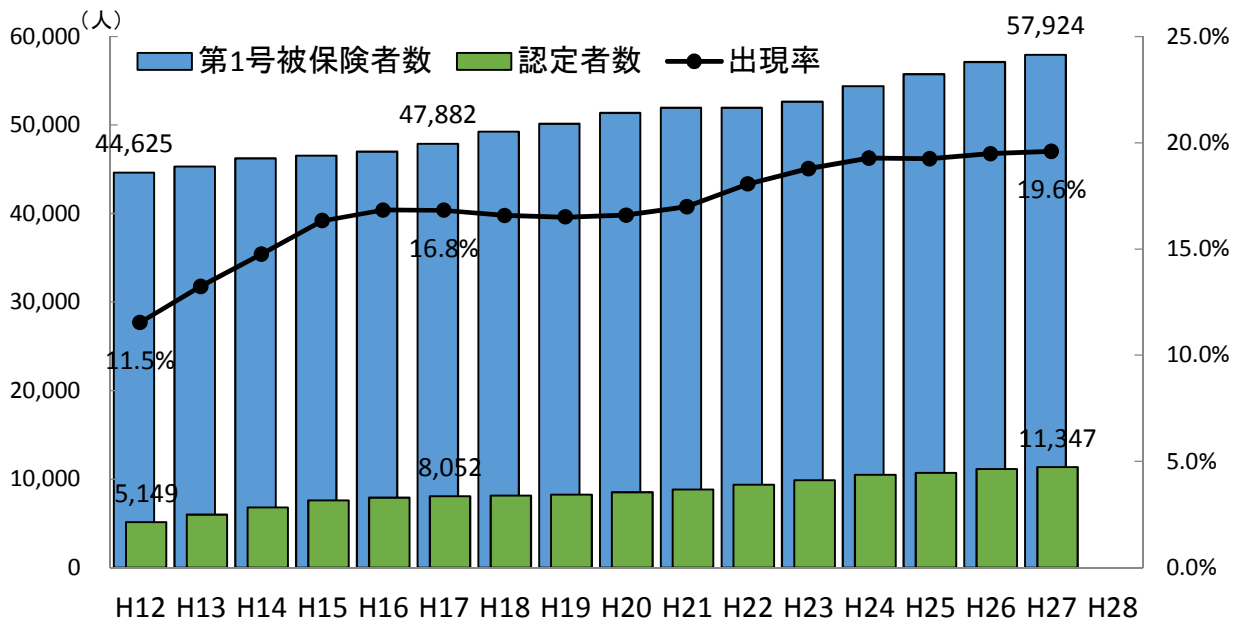
	高齢者人口	一人暮らし高齢者数	一人暮らし高齢者割合
豊島区	57,418	19,403	33.8 %
東京都	3,005,516	739,511	24.6 %
全国	33,465,441	5,927,686	17.7 %

資料：国勢調査（総務省）

(9)介護保険認定者数の推移

- 豊島区の介護保険の第1号被保険者数（被保険者で65歳以上の方）のうち、要介護・要支援認定者数は平成27（2015）年時点で11,347人、出現率（第1号被保険者に占める認定者数の割合）は19.6%となっています。認定者数、出現率とも増加傾向にあります。

[第1号被保険者数及び認定者数（第1号）の推移]



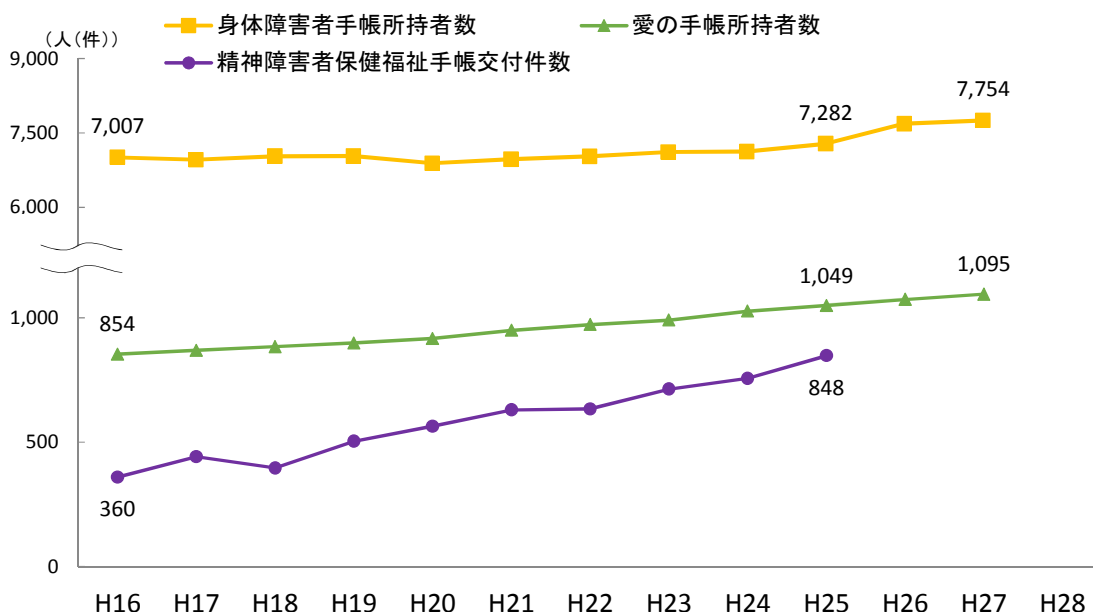
資料：「としまの介護保険」（平成27年度実績）

注）出現率＝要介護・要支援認定者数（第1号）÷第1号被保険者数

(10)障害者数（身体・知的・精神）の推移

- 豊島区の身体障害者手帳所持者数、愛の手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳交付件数は、いずれも増加傾向にあります。特に精神障害者保健福祉手帳交付件数の増加が顕著となっています。

[障害者手帳所持者数（交付件数）の推移]



資料：豊島区の社会福祉（平成28年版）

### 3. 区民ニーズの把握

(1) 地域保健福祉計画改定のための区民意識・意向調査

(2) 介護保険アンケート調査

(3) 障害者・難病患者実態意向調査

(4) 健康に関する意識調査

## 4. 地域保健福祉を取り巻く動向

### (1) 「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現

- 福祉の各分野において、包括的な支援や住民参加のもとでの地域づくりの取り組みが進められるなか、それらを横断的に進めるものとして掲げられたのが、「地域共生社会」の実現です。これは、平成 27 年に閣議決定された「一億総活躍プラン」において示されたものであり、「子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会」とされています。
- 厚生労働省では、この「地域共生社会」の実現に向け、平成 28 年 7 月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」を設置、今後の取り組みについて検討を進め、平成 29 年 2 月に、「当面の改革工程」を公表しました。
- そのなかでは、「我が事・丸ごと」の意味について、「今後、制度・分野という「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく」との説明がなされています。
- 平成 29 年通常国会では、この地域共生社会実現のため、「共生型サービス」の創設、地域福祉計画策定の努力義務化等を内容とする介護保険法、社会福祉法等が改正されました。

### (2) 地域包括ケアシステムの構築と生活困窮者自立支援

- 家族や家庭、地域社会の変化のなかにあって、社会福祉制度・施策のあり方の見直しも進められています。とくに高齢者分野における「地域包括ケアシステム」の構築と平成 27 年度から施行された生活困窮者自立支援制度における「包括的支援」の提供は、今後の社会福祉の基本的なあり方を示すものと考えられます。
- 地域包括ケアシステムは、超高齢社会の到来を前に、病気となっても、介護が必要となっても、住み慣れた地域で最期まで自分らしく暮らすための体制づくりとして、高齢者分野で掲げられたものですが、その基本は「支援の包括化」、「地域連携」、「ネットワークづくり」にあるとされます。
- また、生活困窮者自立支援では、経済的困窮や社会的孤立といった複合的な課題を抱える人（家庭）が、各種支援の「制度の狭間」に陥らないよう、「自立支援プラン」のもと、地域に存在する公私のさまざまなサービス、支援の連携・協働による「包括的な支援」の提供をめざしています。また、個別支援と同時に、自立をめざす生活困窮者を受け入れ、活躍できる場を提供するための「地域づくり」も重視されています。
- 地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援制度に共通するのは、支援の包括化であり、地域づくり、支援ネットワークの構築です。そのためには、そこでは課題を抱える人を早期に発見し、支援につなぎ、見守り、支える役割を担う地域の関係者や関係機関との連携をさらに充実

させていく必要があります。

### (3) 障害者差別解消法の施行

- 障害者への支援では、平成 28 年の障害者総合支援法改正により高齢の障害者が、障害福祉サービスから介護保険制度の利用に移行する場合の負担軽減措置が図られるとともに、障害児への支援も拡充されました。
- また、平成 28 年 4 月からは障害者差別解消法が施行され、障害者の社会参加を図るうえでのさまざまな障壁（バリア）の解消がめざされています。この法律では、障害を理由とする差別的な取り扱いを禁止するとともに、障害者自身から求められた場合の「合理的配慮」の提供義務が規定されています。

### (4) 子どもや子育て家庭への支援強化

- 子どもや子育て家庭をめぐる課題は、近年、一層多様化・深刻化しています。児童虐待、いじめ、不登校等に加え、6人に1人の子どもが貧困状態にあるという「子どもの貧困」が社会的にも大きな課題となっています。
- こうした状況のなか、平成 25 年の子どもの貧困対策推進法の成立と翌年の「子供の貧困対策に関する大綱」策定、平成 27 年度の「子ども・子育て支援新制度」の施行、平成 28 年の児童福祉法改正等が相次いでおり、公私の関係者が力を合わせ、子どもや子育て家庭を支えていく取り組みが進められており、今後は、地域で子どもや子育てを支える取り組みが一層重要となります。
- また、平成 28 年の児童福祉法の一部改正により、特別区が児童相談所を設置することが可能となり、国は施行後 5 年以内を目途として設置に向けた支援や必要な措置を講ずることとしています。

### (5) 保健・医療をめぐる動き

- 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（医療介護総合確保法）（平成 26 年 6 月成立）においては、地域における質の高い医療を確保するための基盤整備を進めています。入院から在宅療養までの医療を地域で効果的かつ効率的に提供する体制を整備することにより、できるだけ早く社会復帰し、地域で継続して暮らせるよう、医療法や介護保険法関係を順次施行しており、医療法関係では、地域における効果的かつ効果的な医療提供体制の確保を進めてきています。
- 平成 27 年 3 月には、2025 年（平成 37 年）の医療需要と目指すべき医療提供体制とそれを実現するための施策を描いた各都道府県の地域医療構想（ビジョン）が策定されました。東京都においても、「東京都地域医療構想」を平成 28 年 7 月に策定し、医療機関の分化・連携と地域

包括ケアシステムの構築を一体的に推進しています。

- 平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間の基本的な方向として、「健康日本 21（第二次）」が国から示されました。これは生活習慣病及び社会環境の改善を通じて、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現し、社会保障制度の持続可能性を確立するためのものです。また、生活習慣病の発生予防に加え、重症化予防も推進しています。

#### (6) 社会福祉法人による地域貢献

- これまで、地域における福祉サービスの中核的な担い手となってきたのが全国に 2 万近く存在する社会福祉法人です。社会福祉法人は、社会福祉法に基づく社会福祉事業の中核的な担い手として設置されている特別法人ですが、近年、その運営のあり方をめぐって検討が進められ、社会福祉法改正を経て、平成 29 年 4 月より具体的な法人制度改革が具体化されることとなりました。
- 社会福祉法人には社協や共同募金も含まれますが、その大部分は地域において福祉施設を設置、または在宅福祉サービスを提供する法人です。今回の法人制度改革では、今後とも社会福祉事業の中核たる担い手としての役割を發揮できるよう、法人の経営管理体制の強化、財務情報等の透明性の向上等が図られることとなりましたが、それとともに重要なのが「地域への貢献」が責務化されたことです。
- 法人が有する設備、人材、財源、そしてノウハウを効果的に活用し、制度的には対応が困難な住民のきめ細かいニーズに対応していくことが期待されているといえます。こうした制度の谷間、制度外の支援機能の充実は、多様な課題を有する地域住民を支えるうえできわめて重要なことと考えられます。



## 5. 豊島区の特徴的な取り組み

### (1) コミュニティソーシャルワーカーの全圏域配置

- 豊島区では、地域における「新たな支え合い」の仕組みづくりを推進するため、地域福祉の推進の中核的な役割を担う社会福祉協議会と連携して、コミュニティソーシャルワーカーの配置を進めてきました。
- コミュニティソーシャルワークとは、地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援をチームアプローチによって統合的に展開する実践のことです。
- コミュニティソーシャルワーカーの役割には、地域の方々からの総合的な福祉相談に対する支援を行うとともに、地域の中で共通する課題を見つけ、地域住民や町会・自治会、民生委員・児童委員、青少年育成委員、関係機関や団体等と協力して、課題解決に向けた地域支援活動を通じた、地域のネットワーク化、新たな事業開発や仕組みづくりなどがあります。
- 平成 21 年度からのモデル事業を経て、平成 24 年度から高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）の圏域ごとに、身近な相談を受け付けることができるよう区民ひろばに配置を開始しました。段階的に圏域を拡大して、平成 27 年度に全圏域（8 圏域）への配置を完了しました。

### (2) 地域区民ひろばの全小学校区設置

- 豊島区は平成 18 年度より、区内に設置されていた「児童館」や「ことぶきの家」などの既存施設を、地域コミュニティの視点から見直し、小学校区を基礎単位とした地域の多様な活動の拠点として「区民ひろば」の設置を進めてきました。そして平成 27 年度に全 22 地区の整備が完了しました。
- 区民ひろばでは、世代を超えた交流の場として、「世代間の交流」、「高齢者の健康活動支援」、「子育て支援」、「自主活動支援」の 4 つの柱に基づき事業やイベントを実施しています。
- 区民ひろばの運営は、現在、運営協議会または NPO 法人が担っています。これまで 20 地区で、地域の方々で構成される運営協議会が組織され、そのうち 6 地区では、運営協議会が母体となった NPO 法人による自主運営に移行しています。

### (3) セーフコミュニティおよびインターナショナルセーフスクールの認証取得

- 豊島区では、WHO が推奨するセーフコミュニティの国際認証を、平成 24 年 11 月、日本で 5 番目、東京では初めて取得しました。
- セーフコミュニティとは、「けが」や「事故」など日常生活のなかで健康を阻害する要因を「予

防」することで、安全なまちづくりに取り組んでいるコミュニティのことです。

- 「地域区民ひろば」をセーフコミュニティ活動の拠点として位置づけ、重点課題に対応するために分野の垣根を越えた横断的な連携・協働のもとに組織された10の対策委員会と連携して、高齢者の安全などに関する情報、「振り込め詐欺防止」などの学習プログラム、子育てなどの相談の機会を提供しています。
- 認証5年目の平成29年を迎え、課題解決に向けた取組を推進しながら再認証の取得を目指しています。
- インターナショナルセーフスクールは、セーフコミュニティの取り組みの一分野で、体や心のけが及びその原因となる事故、いじめ、暴力を予防することで、安全で健やかな学校づくりを進める活動です。学校内の安全はもとより、通学路など地域の安全に、児童・生徒、教員、保護者などと地域の様々な団体や行政が協働で取り組んでいます。
- 安全な学校づくりのための仕組みが機能していると認められた学校は、学校ごとにISS認証センターによる国際認証を得ることができ、平成28年度時点で豊島区内の小学校4校が認証を取得しています。

#### (4) 女性にやさしいまちづくり

- 豊島区は、平成26年5月、日本創成会議によって、23区唯一の「消滅可能性都市」と指摘されました。区は直ちに対策の検討に着手し、消滅可能性都市から持続発展都市への戦略展開の中で打ち出した柱の1つが「女性にやさしいまちづくり」です。
- 「女性にやさしいまちづくり」とは、一人ひとりの多様なライフスタイルを大切にすることを基本コンセプトに、女性に視点をあわせてまちを見渡すことで、子どもや高齢者、外国人などすべての人が住みやすく働きやすい、誰もが自分らしく暮らせるまちを目指すものです。
- 「わたしらしく、暮らせるまち。」をキャッチコピーに、働く世代や子育て世代の女性を中心としたメンバーによる「FFミーティング」を設置するなど、広く、きめ細やかに女性の目線を取り入れ、子育て世代や働く世代の施策に反映させるしくみづくりのもと、「子育て」、「住まい・暮らし」、「働く」、「食・健康・学び・自己実現」などさまざまな分野での取り組みを総合的に進めています。
- また、戦略的かつ多角的に施策を推進していくため、民間や関係機関などと包括的なパートナーシップモデルを検討するなど、連携・協働をさらに深め、総合的に事業を展開しています。

## 6. 目指すべき地域保健福祉の姿と計画の構成

(1) 豊島区が目指す都市像

(2) 豊島区地域保健福祉の姿

(3) 人々のニーズに目を向けた分野横断・連携

(4) 地域保健福祉を支える圏域の考え方

## 第2章. 重点的に推進すべき施策

### 1. 施策の体系

地域づくりの方向	政策	施策	主な取り組み
すべての人が地域で共に生きていけるまち	1. 福祉のまちづくり	①福祉コミュニティの形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○コミュニティソーシャルワークの推進</li> <li>○見守りと支え合いの推進</li> <li>○新たな担い手の発掘及び育成</li> <li>○地域活動団体への支援の充実</li> <li>○地域区民ひろばの展開</li> <li>○地域活動の場の充実</li> </ul>
		②地域包括支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>○包括的相談支援体制の構築</li> <li>○関係機関の連携強化</li> <li>○住まい・福祉施設の整備</li> <li>○民間福祉サービスの質の確保及び向上</li> <li>○福祉専門職の確保及び育成</li> <li>○災害時要援護者対策の推進</li> </ul>
		③権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○権利擁護の推進</li> <li>○虐待防止の強化</li> <li>○障害者差別解消の推進</li> <li>○バリアフリーの推進</li> </ul>
	2. 地域における自立生活支援	④日常生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者の在宅生活支援の充実</li> <li>○障害者の在宅生活支援の充実</li> <li>○生活困窮家庭の自立生活支援の推進</li> <li>○路上生活者の自立生活支援の推進</li> </ul>
		⑤就労・就学支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者の就労支援の強化</li> <li>○障害者の就労支援の強化</li> <li>○生活困窮者の就労支援の推進</li> <li>○生活困窮家庭の学習・進学支援の推進</li> </ul>
		⑥社会参加と介護予防の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者の社会参加と生きがいづくり</li> <li>○介護予防の推進</li> <li>○障害者の社会参加と外出支援</li> <li>○生活困窮者の社会参加と意欲喚起</li> </ul>
	3. 健康な生活の維持・増進	⑦がん・生活習慣病対策等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○がん検診及び各種健診の受診勧奨策の充実</li> <li>○生活習慣病予防事業の推進</li> <li>○受動喫煙防止対策の推進</li> </ul>
		⑧こころと体の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○としま鬼子母神プロジェクト事業の推進</li> <li>○若年層向け自殺予防対策の強化</li> <li>○生活習慣病予防事業</li> <li>○豊島区歯と口腔の健康づくり推進計画の展開</li> <li>○「豊島区食育推進プラン」の展開</li> </ul>
		⑨健康危機管理の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害医療体制の構築</li> <li>○「感染症に強いまちづくり」の推進</li> <li>○適切な監視指導の実施と食品衛生意識の普及・啓発</li> <li>○薬物乱用防止の推進</li> </ul>
		⑩地域医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○かかりつけ医・歯科医・薬局を持つことの普及・啓発</li> <li>○医療と介護の連携強化</li> <li>○在宅医療ネットワークの推進</li> <li>○休日診療・夜間小児初期診療事業等の推進</li> </ul>

(参考) 現行計画の施策の体系

	分野	取組方針
区民参加により支え合いの基盤強化と、より健康で、地域でいきいきと暮らしていける豊島区を目指して	1. 総合分野	①区民参加による見守り・支え合いの推進
		②地域における関係機関、活動団体等の連携の推進
		③地域における災害時要援護者等の見守りの推進権利擁護の推進
		④生活困窮者の自立支援の推進
		⑤住まいの場の整備
	2. 高齢施策分野	①在宅生活の支援
		②介護予防の推進
		③社会参加と生きがいづくり
		④見守りと支え合いの地域づくり
		⑤認知症施策の推進
		⑥権利擁護・虐待防止の推進
		⑦高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）の機能強化
		⑧医療と介護の連携
	3. 障害施策分野	①相談支援の充実
		②就労支援の強化
		③アクセシビリティの推進
		④障害者差別の解消
		⑤地域サポート体制の整備
	3. 保健施策分野	①がん予防・がん対策の推進
		②こころの健康づくりの推進
		③生涯を通じた女性の健康の推進
		④糖尿病・循環器疾患・メタボリックシンドロームの予防
		⑤予防接種の推進
		⑥地域医療体制の充実

## 第3章. 計画の推進に向けて